



## 4 より質の高い取組へ(促進費について)

次のようなより高度な取組を行う活動組織には促進費が交付されます。

- 自主施工を通じた、技術習得のための取組や、活動の労力の軽減につながる取組
- 活動組織の体制をより強くするための取組

### 支援の対象となる活動

- 促進費の対象になる活動は、地域活動指針(22、23ページ参照)の誘導部分にある実践活動で、
  - 自主施工により実施し、
  - 専門家の指導や助言があり、
  - 活動に必要な費用が年度当たり概ね30万円以上、
 の活動です。
- また、活動を継続的なものにするために、活動組織がNPO法人化を目指す取組も対象となります。
- 促進費の対象になる活動を一定以上行くと、取組水準に応じて、一地区当たり20万円/年\*か40万円/年\*の助成金が交付されます。

\* 国と地方公共団体の合計額

### 促進費の交付イメージ

#### (例) 水田魚道を設置する場合

地域活動指針に基づき活動計画をつくる。

基礎部分			
...			
農地・水向上活動			
...			
区分	活動区分	生態系保全	...
誘導部分	農村環境向上活動	計画策定	✓ 生態系保全計画の策定
		啓発普及	✓ 学校教育等との連携
		実践活動	✓ 生態系に配慮した施設の適正管理

- ・魚の生態に詳しい理科の先生のアドバイスを受けながら、具体的な計画を策定。  
**専門家の指導・助言**
- ・業者に外注したりせず、活動組織のメンバーだけで機械を動かして、水路を組み立てながら魚道を設置。  
**自主施工**
- ・材料費、機械のリース代、労務費などで30万円以上の費用が必要。  
**活動に必要な費用が概ね30万円以上**

こうした活動を対策期間中に一定以上実施することを計画に位置付け

促進費の交付